本町が当面取り組むべき都市計画制度の内容を「主要な都市計画制度に関する方向性」に示します。また、各種方針に基づく主な事項については、「主な方針のアクションプログラム」において実施方針を示します。

なお、その他の事項及び取組み内容については、各個別計画で示すものとします。

1. 主要な都市計画制度に関する方向性

(1) 用途地域の見直し

- 用途地域は、建築物の用途や建ペい率・容積率を設定し、秩序ある土地利用とまちなみを 形成するために用いられる都市計画制度ですが、社会情勢の変化などから、当初の計画と 乖離し、用途地域の指定に準じた土地利用が進まず、用途地域内に農地が残存する場合は、 当該エリアについて、用途地域が指定された都市的土地利用から、現状に即した土地利用 (農地)へと計画を見直すことが考えられます。
- そのため、現在の土地利用状況や地域住民の意向などを踏まえ、特に農業振興に欠かせないエリアについては、必要に応じて、用途地域の見直し(除外)を検討します。



【見直し検討エリア】

横湯川、角間川合流付近の第2種住居地域

土地利用現況に即した農地としての活用を許容し、用途地域指定の除外を検討します。

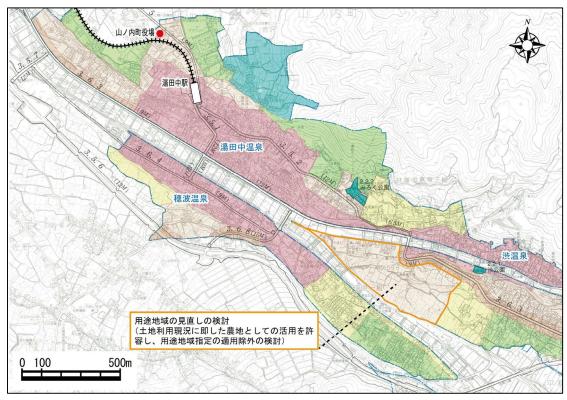


図. 用途地域の見直し方針図

(2) 都市計画道路の見直し

- 都市計画道路については、整備率が84.6%と高いものの、当初の都市計画決定から50年以上経過しており、町中心地域の都市計画道路の整備が遅れていることから、計画決定当初からの社会情勢の変化などを鑑みて、必要性、実現の可能性を再検証することが求められます。
- 見直しの方向性として、町民の生活利便性向上や観光振興への寄与が期待される路線については、整備を促進するものとします。
- 一方、社会情勢の変化、都市の現状、景観の保全等の観点から、必要性が低下、または、 実現が困難であるため、長期にわたり未着手となっている路線については、計画の見直し を検討するものとします。

【特に整備促進を検討する路線】

• 3.5.1 湯田中穂波線

バスによる湯田中駅及び温泉街へのアクセス道路としての整備を促進します。

• 3.5.6 箱山沓野線

志賀高原へのバスのアクセス道路としての狭隘区間の整備を促進します。

【特に見直しを検討する路線】

• 3.5.2 中央線

起点側の未整備区間は、温泉街・商店街の風情を活かしたまちづくりなどを考慮して計画の見直しを行います。また、終点側の概成済区間は、河岸段丘や志賀高原本線との近接性、通過交通量を考慮して計画の見直しを行います。

• 3. 6. 4 南中野線

穂波温泉の活性化や地区の生活環境を考慮して計画の見直しを行います。

- 3.6.5 北中野線

並行する県道及び町道を代替道路として計画の見直しを行います。

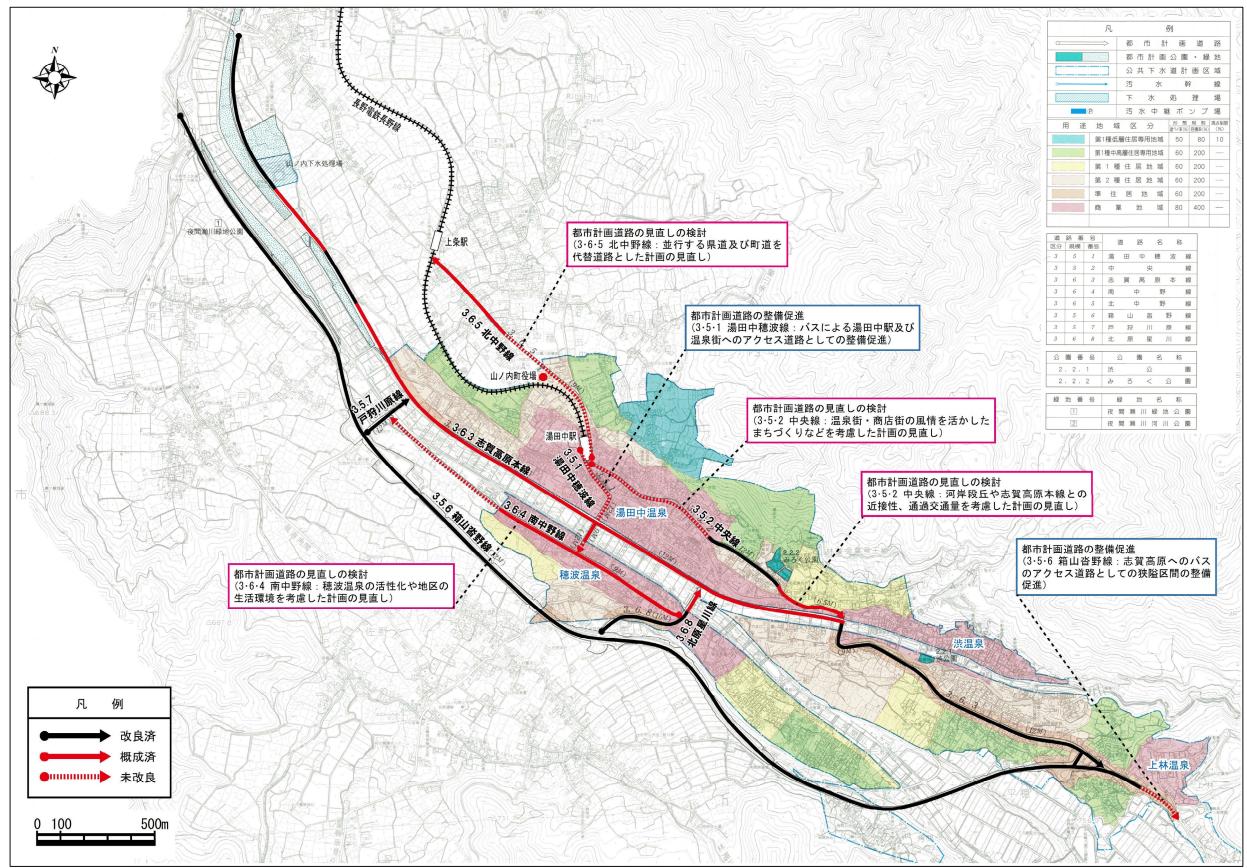


図. 都市計画道路の見直し方針図

2. 主な方針のアクションプログラム

「第4章 全体構想」及び「第5章 地域別構想」で示す各種方針のうち、主な事項等について、下図に示すアクションプログラムを基に取り組みを推進します。

| 区分 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
|-----------------------------|-----|----|-----|
| 【土地利用】 | | | |
| ・島崎地区の用途地域見直し | | | |
| ・小学校の統合計画 | | | |
| ・土地利用区分に応じて、賑わいに寄与する施 | | | |
| 設や生活利便施設の立地誘導 | | | |
| ・住宅及び宅地の基盤整備 | | | |
| ・農地の保全 | | | |
| 【都市施設整備(道路・交通)】 | | | |
| ・渋温泉での石畳の改修 | | | |
| ・国道 292 号、国道 403 号の整備・改良 | | | |
| ・都市計画道路の見直し | | | |
| ・都市計画道路の整備促進 | | | |
| ・既存公共交通の維持 | | | |
| ・県道や町道の整備・改良や安全対策 | | | |
| 【都市施設整備(公園・緑地)】 | | | |
| ・みろく公園周辺の交流拠点としての一帯の整備 | | | |
| ・都市公園・緑地の適切な維持管理 | | | |
| 【都市施設整備(下水道)】 | | | |
| ・下水道施設の適正な維持管理、老朽施設の計画的な更新 | | | |
| 【自然環境保全・都市環境形成】 | | | |
| ・志賀高原ユネスコエコパーク核心地域及び緩衝地域の拡大 | | | |
| ・町民と行政の協働による地域美化活動 | | | |
| ・共同処理施設の適正な運用 | | | |
| 【都市景観形成】 | | | |
| ・温泉地として来訪者を迎えるまちなみ形成 | | | |
| ・魅力的な自然景観の保全・形成 | | | |
| 【都市防災】 | | | |
| ・狭あい道路の解消 | | | |
| ・自主的な地域防災力の強化 | | | |
| ・情報伝達手段の多様化・多重化 | | | |

図. 都市計画との関連性が高い主な事項等のアクションプログラム

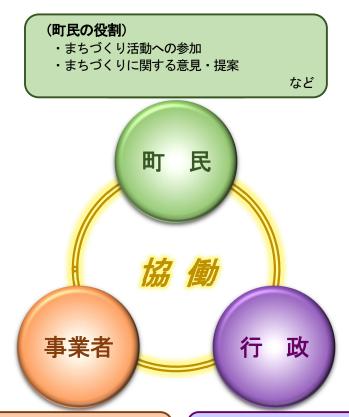
97

3. 町民・事業者・行政の協働によるまちづくり

(1) 役割分担や推進体制の構築

「山ノ内町都市計画マスタープラン」は、都市の将来像、土地利用や道路交通などの都市整備の方針を示すとともに、各地域におけるまちづくりの将来像や方針を設定したものであり、 今後、これらの将来像、方針に沿って、本町が目指すまちづくりの実現を目指すものです。

今後、本町が目指すまちづくりの実現には、町民、事業者、行政が都市の将来像を共有し、 それぞれの立場に応じて役割を分担するとともに、お互いに協力しながらまちづくりを推進す ることが必要不可欠であることから、その推進体制の構築を目指します。



(事業者の役割)

- まちづくり活動への参加
- ・専門的技術・知識を活用したまちづくりへの 取り組み

など

(行政の役割)

- ・町民などのまちづくりへの参加機会の提供
- ・まちづくりに関する情報提供
- まちづくり活動への支援

など

図. 町民・事業者・行政の協働によるまちづくりイメージ

(2) 庁内組織体制の強化

まちづくりの推進にあたっては、建設水道課のみならず、観光商工課、農林課、総務課、危機管理課などの庁内各課が連携した総合的な展開が必要です。

今後は、庁内各課間のさらなる連携の強化を図り、効率的・効果的なまちづくり行政を進めながら、計画の実現を目指します。

(3) まちづくりへの参加機会の拡大

都市計画に関する各事業を実施する際には、町民などの意見を十分に把握し、事業に反映していくため、町民などが計画策定に参加できる機会を増やすとともに、適宜、アンケート調査、パブリックコメントなどを行います。

このほか、まちづくりに対する町民などの参加意識の向上を図るため、地区懇談会、まちづくり関するフォーラム・セミナー、(仮称) まちづくり出前講座などの開催を検討します。

(4) まちづくりに関する人材育成・活動支援

本町が抱えるまちづくりに関する課題に対応していくため、行政職員の資質・能力の向上の ほか、各地域のまちづくり活動を支えるリーダーの育成など、本町の将来を担う新たな人材育 成を図ります。

また、地域のまちづくり活動を盛り上げていくため、本町が推進するまちづくりの方向性と整合した活動に取り組む団体、地域住民団体などの積極的な活動を支援していきます。

(5) 町民・事業者に対する情報提供

山ノ内町ホームページなどにおいて、「山ノ内町都市計画マスタープラン」の概要などを分かりやすく掲載し、町民・事業者への周知徹底を図ります。

また、本町が取り組んでいるまちづくり施策、都市計画に関する各事業などについては、進 捗状況などを定期的に情報開示することにより、まちづくりに関する情報を町民・事業者と共 有していきます。

4. 都市計画マスタープランの適正な運用・管理

「山ノ内町都市計画マスタープラン」は、おおむね 20 年後の都市及び地域の将来像を展望しつつ、今後 10 年間の具体的な都市施設の整備などについての基本的な方向を示すものであり、計画は長期にわたることから、本計画に関する事業の進捗については、定期的な点検・確認などによって評価することが求められます。

そのため、本計画においては、 \mathbb{P} Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Action (改善) \mathbb{P} の PDCA サイクルの考え方に基づき、長期的な計画の運用・管理のもと、各事業の段階的な分析・評価を行うものとします。

また、将来的な社会経済情勢の変化や法制度の改定、上位・関連計画の更新などを踏まえながら、適宜、計画の見直しを行うものとします。

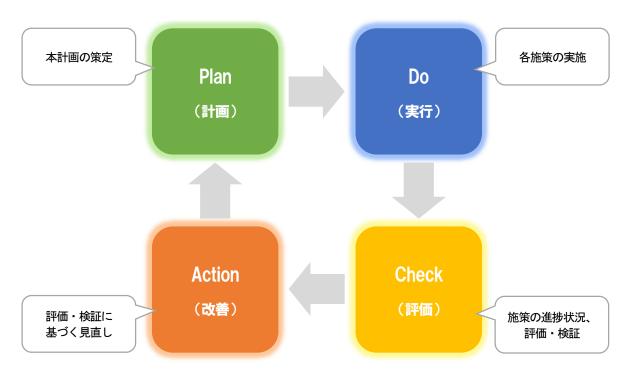


図. PDCA サイクルによる計画の適正な運用・管理